

財務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
171	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	地盤国有公園における利用計画変更手続きの改善	国有土地無償貸付を受けている土地にある公園について、都市公園法の下、公園の適切な管理を行うため、公園の管理権限を委譲してもらうこと。もしくは、事前の利用計画の変更申請を廃止し、年度末に行なっている利用状況報告に取り込む形式とすること。	利用計画を変更する場合は事前に、変更となった利用計画を近畿財務局に申請し、その承認を受けなければならない。そのため、公園内でイベントを行なう場合でも、事前の承認が必要となっている。利用計画の変更申請は、約1ヶ月前の提出を求められており、イベント企画者との直前の打ち合わせが難しく、修正も難しい。	事前の利用計画の変更申請を省略することができれば公園の活性化につながる。イベント等の許可であればSNS等で告知をいち早く発信できるためイベントの周知をより多くの人にできる。設置物の許可は早く許可を出すことで公園施設の充実につながる。	財務省理財局長通知(平成13年3月30日 財理第1308号)	財務省、国土交通省	神戸市		宮城県、京都市、高知県	<ul style="list-style-type: none"> ○これまで支障事例は生じていないが、今後、当県においてもPark-PFI等の官民連携にも取り組んでいく予定であり、公園の利用計画の変更手続きが改善されることで、公園の活性化や事務の簡素化にもつながるものと考える。 ○占用許可時には財務局からの事前承認が必要となるが、無償貸付を受けている土地の形状が複雑であり、占用許可などに占用物件が無償貸付土地上に存在するのかが等の判断が煩雑である。